

上河内ヘルパーステーション指定居宅介護運営規程

(肢体不自由・視覚・聴覚言語・内部・知的・精神・難病等対象者)

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人正恵会が設置運営する(以下「事業所」という。)指定居宅介護事業適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員等研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が、利用者及び障害児の保護者(以下「利用者等」という。)に対し、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員は、利用者等が居宅において心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、並びに通院等の乗降介助、その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業所の訪問介護員は、利用者等意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、必要な時に必要なサービス提供に努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結び付を重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 上河内ヘルパーステーション

(2) 所在地 宇都宮市下小倉町1313-26

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤職員、管理者、サービス担当責任者兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所職員にたいして基本的、具体的取扱い方針等を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(2) サービス提供責任者 3名以上(常勤)

サービス提供責任者は、下記のとおりサービス提供に当たる。

- 1) 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画書の作成をする。
- 2) 指定居宅介護の利用の申し込みに係る調整する。
- 3) 利用者等の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握する。
- 4) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握する。

- 5) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施する。
 - 6) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施する。
 - 7) 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示すると共に利用者の状況についての情報を伝達する。
- (3) 訪問介護員 10名以上 (常勤・非常勤)
- 1) 訪問介護員等は、指定居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助に当たる。
 - 2) 訪問介護員等は指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うこととし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行わなければならない。
 - 3) 訪問介護員等は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うものとする。

第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第5条 指定居宅介護事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日とする。
ただし、12月30日から1月2日までを除く。
- (2) 営業時間 午前7時から午後9時までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

第4章 内容及び利用者から受領する費用等の額

(内容)

第6条 指定居宅介護事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 指定居宅介護
- 1) 身体介護
 - 2) 家事援助
 - 3) 通院等のための乗車又は降車の介護

(利用者から受領する費用等の額)

第7条 利用者は指定居宅介護を提供した場合の利用後の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。ただし、月額については障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第4項の定めによるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した場合は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の全額を利用者等から受領する。

3 通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護を要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- 1) 事業所から片道おおむね8キロメートル未満 200円
- 2) 事業所から片道おおむね8キロメートル以上の場合
1キロメートルにつき100円を加算

4 第1項から第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

5 第1項の利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービス内容及び利用料の額を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

第8条 指定居宅介護を提供した際には、当該指定居宅介護の提供日及び内容のサービス記録を交付する。法定代理受領サービスの額は請求書・請求明細に記載する。

（利用者等に求めることができる金銭の範囲等）

第9条 指定居宅介護を提供する利用者に対して金銭の支払いを求めることができるのは、当該金銭の使途が直接当該利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払いを求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者等に金銭の支払いを求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者等の同意を得るものとする。

第5章 通常の事業の実施地域

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、宇都宮市、さくら市、塩谷町、矢板市、高根沢町、日光市の区域とする。

第6章 緊急時における対応方法

（緊急時における対応方法）

第11条 訪問介護員等は、指定居宅介護の実施中に、利用者の病状の急変及びその他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講じるとともに、管理者及び居宅介護支援事業者に報告する。

第7章 事業の主たる対象とする障害者等

（主たる対象者）

第12条 指定居宅介護の主たる対象者は、次の通りとする。

1 指定居宅介護 肢体不自由・視覚・聴覚言語・内部・知的・精神・難病等対象者身

第8章 虐待の防止のための措置

（虐待の防止のための措置）

第13条 利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等の必要な体制整備を行うとともに、その従業者にたいし研修を実施する等の措置を講ずる。

虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図る。

虐待防止のための指針の整備

虐待を防止するための定期的な研修の実施

前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該訪問介護員等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第 9 章 その他運営に関する重要事項

（内容及び手続き）

第 14 条 指定居宅介護の提供の開始に際し、障害福祉サービスの支給決定を受けた利用申込者またはその家族に対し、社会福祉法第 76 条の規定により、当該指定居宅介護事業所の運営規定の概要、その他のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付してわかりやすく説明を行い、同意を得る。

- 2 利用者との間で当該指定居宅介護の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法第 77 条第 1 項の規定に基づき、
当事業所の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
当該事業の経営者が提供する指定居宅介護の内容
当該指定居宅介護の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
指定居宅介護の提供開始年月日
福祉サービスに係る苦情を受け付けるための窓口
を記載した書面を交付する。

（契約支給量の報告等）

- 第 15 条 指定居宅介護の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害福祉サービス受給者証に当該事業者及びその事業所の名称、当該指定居宅介護の内容、当該事業者が当該利用者に提供する月あたりの指定居宅介護の提供量（契約支給量）、契約日等の必要な事項を記載する。
- 2 前項の障害福祉サービス受給者証に記載する契約支給量の総量は、当該利用者の支給量を超えない。
- 3 指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは障害福祉サービス受給者証記載事項を市町村に対し遅滞なく報告する。
- 4 障害福祉サービス受給者証の記載事項に変更があったときは、市町村に対し、遅滞なく報告する。

（受給資格の確認）

第 16 条 指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する障害福祉サービス受給者証によって、障害福祉サービスの支給決定の有無、支給期間、支給量等を確認するものとする。

（提供拒否の禁止）

第 17 条 正当な理由なく指定居宅介護の提供を拒んではならない。

(斡旋、調整及び要請に対する協力)

第 18 条 指定居宅介護の利用について市町村が行う斡旋、調整及び要請（以下「斡旋等」という。）並びに当該斡旋等について、都道府県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力する。

(サービス提供困難時の対応)

第 19 条 第 10 条に定める通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(心身の状況等の把握)

第 20 条 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(指定居宅支援事業者等との連携)

第 21 条 指定居宅介護を提供するに当たっては、指定居宅支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

2 指定居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行なうとともに、保健医療サービスを提供する者との密接な連携に務める。

(身分を証する書類の発行)

第 22 条 従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者から求められたときは、これを提示しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第 23 条 指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録しなければならない。

2 前項の規定による記録に際しては、利用者から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第 24 条 従業者にその同居の家族である利用者に対する指定居宅介護の提供をさせてはならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第 25 条 指定居宅介護を受けている利用者が偽りその他不正な行為によって自立支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(介護等の総合的な提供)

第 26 条 指定居宅介護の提供に当たっては、入浴、排泄、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがあってはならない。

（勤務体制の確保等）

第27条 利用者に対し適切な指定居宅介護を提供できるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定める。

2 指定居宅介護事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定居宅介護を提供する。

3 従業者の資質の向上のために、研修機関等が実施する研修や事業所内の研修会への参加に務め、次の内容で設ける。

1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

2) 継続研修 年1回以上

（衛生管理等）

第28条 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断などの必要な管理を行い従業員が感染源となることを予防する対策を講じる。

2 事業所の設備及び備品などについて、衛生的な管理に努める。

（掲示）

第29条 指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規定の概要従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

（秘密保持）

第30条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。また、事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。

2 他の指定事業者等に対して、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておく。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

第31条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して事業所によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与することはしない。

（苦情解決）

第32条 その提供した指定居宅介護に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じる。

2 自ら提供した指定居宅介護に関して、市町村が行う文書などの提出や提示の求め、当該市町村の職員からの質問や照会に応じるほか、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力する。市町村から指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

3 指定居宅介護に対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力する。自ら提供した指定居宅介護及び訪問介護に関して国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

（事故発生時の対応）

第33条 利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに

市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

2 利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

（会計の区分）

第34条 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問介護及び訪問介護の会計とその他の会計を区分する。

（記録の整備）

第35条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対する指定介護予防訪問介護及び訪問介護の提供に関する記録を整備するとともに、完結の日から5年間保存する。

（その他）

第36条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人正恵会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規定は、平成26年4月1日より施行する。

この規定は、平成26年12月1日より施行する。

この規定は、平成26年4月1日より施行する

この規定は、令和3年9月1日より施行する

この規定は、令和4年4月1日より施行する